

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

①現状

1) 地域の災害リスク

(洪水)

貝塚市のバザードマップによると、市街化地域において、2 mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の一部にも1 mまでの浸水が予想されている。

(土砂災害)

貝塚市のハザードマップによると、三ヶ山地区では土砂災害が生じる恐れのあるエリア(土砂災害危険箇所)を含んでいるが、同地区は繊維業が中心であり工場が分布している。また、木積地区においても土砂災害危険箇所を含んでおり、同地区は繊維業、金属製品製造業、木材・木製品製造業などがまばらに分布している。

(地震)

内閣府中央防災会議公表によると最大規模の南海トラフ地震が発生した場合、貝塚市の最大震度は震度6弱と言われている。

(その他)

今後30年以内に80%程度の高い確率で南海トラフ地震が発生すると予想されており、最大規模で発生した場合、沿岸部には3 mを超える津波が襲うと想定されている。

2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 3295 人
- ・中小企業者数 949 人
- ・小規模事業者数 2344 人

3) これまでの取組

<貝塚市の取組>

- ・地域防災計画の策定
- ・貝塚市総合防災訓練の実施
- ・夜間水害訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災情報の発信
- ・避難所の拡充
- ・津波避難ビル等の避難施設の拡充
- ・標高シート等の拡充
- ・出前講座などによる防災意識の啓発
- ・ハザードマップの発刊、配布

<貝塚商工会議所の取組>

- ・事業者BCP普及啓発セミナーの開催
- ・事業者BCP策定ワークショップの開催
- ・大阪府商工会議所連合会において大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取決めの策定
- ・平成30年に発生した大阪府北部地震、台風21号、24号の被害状況のヒアリング、相談窓口の開設、支援施策の情報発信

②課題

- ・現状では緊急時の取組にかかる貝塚市と貝塚商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・貝塚商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。

③目標

◎実施期間中における事業者 BCP 策定支援事業者数の目標：計 15000 事業者

令和 2 年度：3000 事業者

令和 3 年度：3000 事業者

令和 4 年度：3000 事業者

令和 5 年度：3000 事業者

令和 6 年度：3000 事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、貝塚商工会議所と貝塚市との間における災害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④その他

貝塚商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・貝塚商工会議所と貝塚市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

- ・府が提供する簡易版 BCP 様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する三井住友海上火災保険株式会社の協力を得て、同社が提供する簡易版 BCP 様式での策定支援

- c) 地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握
 - ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。
- d) 当該計画に係る訓練の実施
 - ・大阪府・市町村合同で実施する「地震津波対策訓練」に参加することで、貝塚市と貝塚商工会議所との連絡ルートの確認等を行う。(その他訓練は必要に応じて実施する。)
- e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定
 - ・貝塚商工会議所は、令和4年度末までに事業継続計画を策定する。
- f) 関係団体等との連携
 - ・連携する三井住友海上火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- g) フォローアップ
 - ・貝塚市防災担当部局・商工担当部局と貝塚商工会議所とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることを前提とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
 - a) 応急対策の実施可否の確認
 - 発災後24時間以内に職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を貝塚商工会議所と貝塚市で共有する。
 - b) 応急対策の方針決定
 - ・被害状況や被害規模に応じ、貝塚商工会議所と貝塚市との間で応急対策の方針を決める。
 - (豪雨等における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる場合は出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
 - (被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度
- ・本計画により貝塚商工会議所と貝塚市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	7日に1回共有する

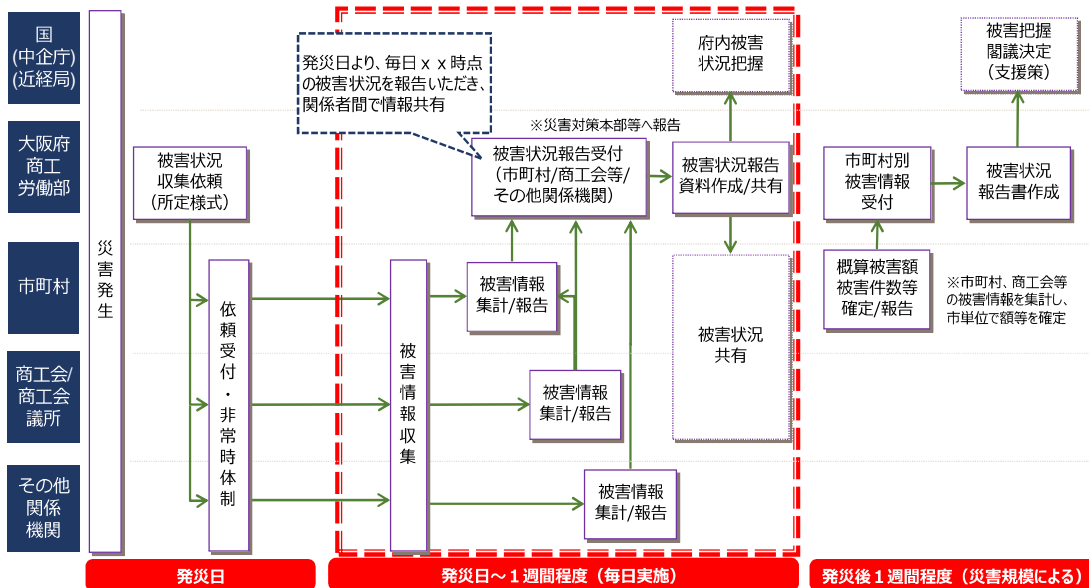
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・大阪府が指定する下記フロー図どおり、被害状況報告等の連絡体制をとる。
- ・貝塚市は二次被害を防止するための情報等を広く発信するとともに、貝塚商工会議所へも提供する。貝塚商工会議所は、その情報をホームページを利用し周知する。
- ・被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法は大阪府の指定するもので行う。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況によって変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、貝塚市と貝塚商工会議所で相談決定する。
- < 貝塚商工会議所における安全性が確認され、支援体制が整う場合 >
 貝塚商工会議所において相談窓口を開設する。

＜貝塚商工会議所の安全性が確認できない、または支援体制が整わない場合＞

貝塚商工会議所の支援体制が整うまでの間、貝塚市商工観光課において相談窓口を開設する。

(※国の依頼を受けた場合は、貝塚商工会議所において別途特別相談窓口を設置する。)

- ・貝塚商工会議所及び貝塚市は、地区内小規模事業者等に対し応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、貝塚市等の施策）を、ホームページを利用して周知し、地区内小規模事業者の被害状況の確認も行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

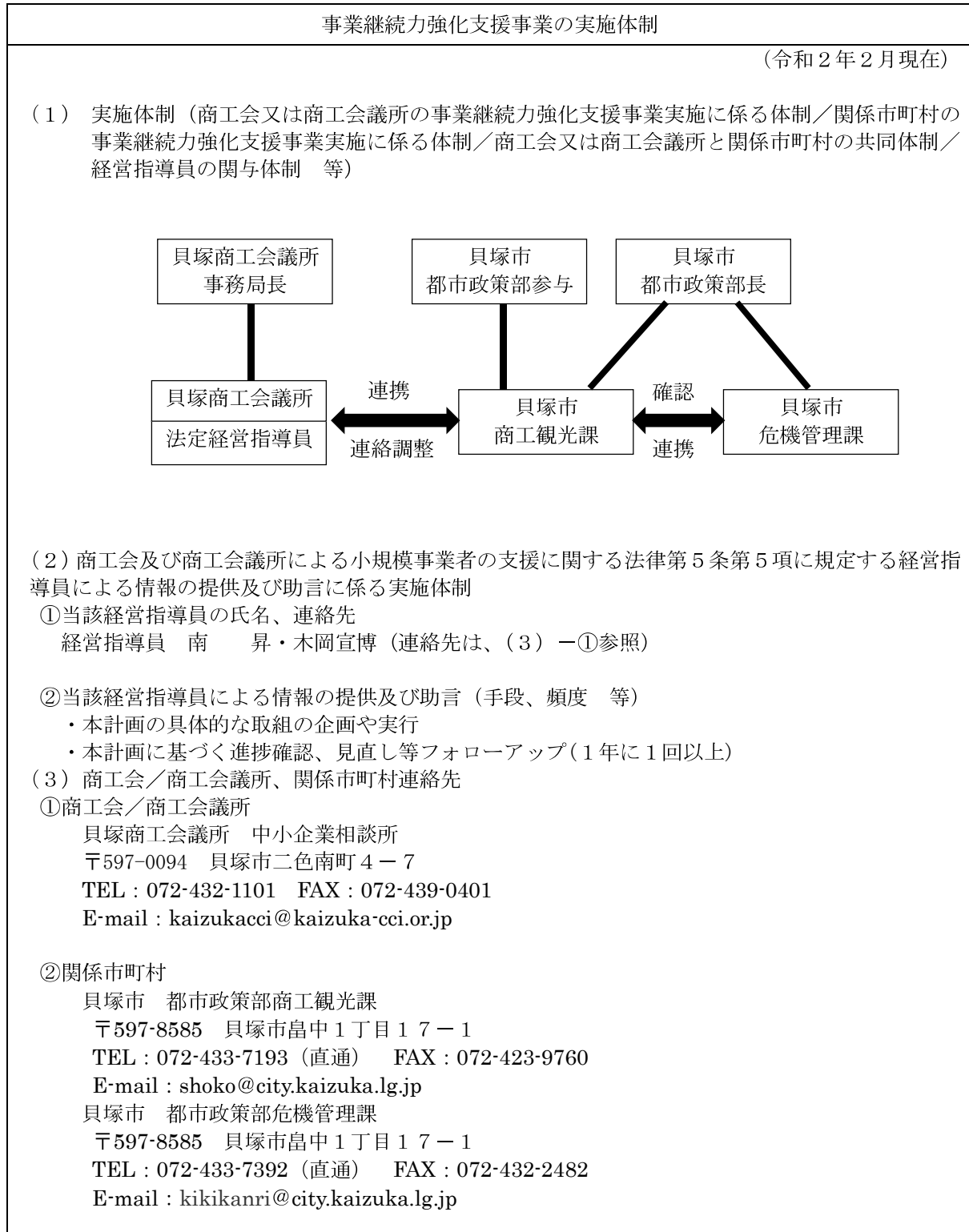
- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談し、また、大阪府商工会議所連合会との「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取決め」に基づき応援派遣依頼等を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【貝塚商工会議所】

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	740	740	740	740	740
セミナー開催	150	150	150	150	150
専門家派遣費	150	150	150	150	150
セミナー開催費等	440	440	440	440	440

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
貝塚市補助金・大阪府補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【貝塚市】

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催補助	150	150	150	150	150
専門家派遣費補助	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三井住友海上火災保険株式会社 堺支店 岸和田支社 支社長 武田 匡史 〒596-0057 岸和田市筋海町6-10 第2渡辺ビル5階 T E L : 072-437-5038 F A X : 072-437-5184
連携して実施する事業の内容
① 事業者 BCP 策定セミナー支援事業 ② 損害保険の紹介
連携して事業を実施する者の役割
① 貝塚商工会議所が主催する事業者 BCP 策定セミナーへの講師派遣 BCP 策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、貝塚商工会議所でのセミナーにおいても、BCP に関心のある小規模事業者に策定への支援が可能となる。 ② 被災した企業が、復旧・復興に際して最も役に立った損害保険の加入促進。
連携体制図等
<pre>graph TD City((貝塚市)) <--> セミナー協力 Chamber((貝塚商工会議所)) Chamber <--> セミナー協力依頼 City Chamber --> セミナー開催 策定支援 SmallBiz((小規模事業者)) Chamber <--> 講師依頼 Insurance((三井住友海上火災 保険株式会社)) Insurance --> 策定アドバイス Chamber Insurance --> セミナーでの講義 当社が保有する簡易版 BCP 様式に より支援 SmallBiz</pre>